

# 仕 様 書

## 1 目 的

来庁者窓口の混雑緩和とスムーズな案内、待ち時間の快適化を目的に、老朽化した葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課の窓口番号案内表示機の更新を行うもので、広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）を無償で提供し、その一部を活用して広告事業を実施する事業者（以下「システム提供者」という。）を募集する。

## 2 設置期間

設置の日から平成33年4月30日とする。ただし、市とシステム提供者間で合意したときは、期間を延長することができる。

## 3 無償提供を受けるシステムの仕様

### (1) システムの構成

- ア 受付番号発券機 5台
- イ 受付番号呼出機 36台、受付番号案内表示パネル 18台
- ウ 交付番号呼出機 1台、交付番号案内表示モニター 1台
- エ 広告モニター 4台以内

### (2) 機能

- ア 受付番号発券機
  - ①来庁者の手続内容に応じて番号札を発券することができること。
  - ②葵区役所戸籍住民課窓口及び葵区役所保険年金課窓口に設置し、それぞれ4以上の業務に対応できること。
  - ③業務内容ごとの通し番号及び呼出待ちの人数を表示することができること。
- イ 受付番号呼出機、受付番号案内表示パネル（番号表示及び音声案内）
  - ①発券した番号札を持つ来庁者を担当窓口に呼び出すために、窓口職員の操作により番号表示及び音声案内を行うことができること。
  - ②同一番号を再呼出しできる機能を有すること。
  - ③2つの窓口の表示を1台の表示パネルに表示させる機能を有すること。
  - ④設置台数は、協議の上、変更、追加する場合がある。
- ウ 交付番号呼出機、交付番号案内表示モニター（葵区役所戸籍住民課のみ）
  - ①モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は55インチ以上とし、画面表示サイズは、協議の上、決定するものとする。
  - ②画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓から最大20窓以上まで4段階以上の自動切替ができること。また、最大表示数を超えた場合は、表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機能を有すること。
  - ③番号表示と音声又はチャイム等による呼出しを自動的に行うことができること。
  - ④バーコードリーダーの読み取り及びテンキー等の入力により、番号をモニターに表示又は取消しができること。
  - ⑤モニターの設置は、壁面設置方式又は天井吊り下げ方式とし、落下防止等の安全対策を十分に講ずること。

## エ 広告モニター

- ①モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は55インチ以上（交付番号案内表示モニターに並列するモニターは、案内表示モニターと同型とする。）とし、画面表示サイズは、協議の上、決定する。城東市民サービスコーナー、東部市民サービスコーナーのモニターの大きさは、協議の上、決定する。#
- ②戸籍住民課のモニターの設置は、壁面設置方式又は天井吊り下げ方式とし、落下防止等の安全対策を十分に講ずること。保険年金課、城東市民サービスコーナー、東部市民サービスコーナーのモニターの設置方法及び使用する電源については、個別に協議・検討し、決定する。#
- ③受付番号呼出機、受付番号案内表示パネルの音声案内及び交付番号案内表示モニターの音声又はチャイム等による呼出しに支障を及ぼさない範囲で、音声等を加えて放映することができる。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことができるものとする。
- ④行政情報は、市から提供したデータをもとに編集し、広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けるものとする。
- ⑤モニターの電源は、タイマー等により自動で入切ができるものとする。

### (3) 付属品（葵区役所戸籍住民課のみ）

#### ア 搬送袋への貼付用シール

交付窓口において交付用番号を表示させるため、バーコード及び交付番号が記載されたシールで搬送袋に貼付し、番号案内表示システムの機能に連動した対応ができるもの。

001番から999番まで連番 2セット

#### イ 証明等交付用番号札

窓口等において申請者に渡す番号札で、番号案内表示システムの機能に連動した対応ができるもの。（ラミネート等で覆われ、繰り返し使用できる材質のもの）

証明交付用 001番から999番まで連番 2セット

### (4) 稼働時間

葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課の業務時間（静岡市の休日を定める条例（平成15年4月1日条例第2号）に規定する休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、業務時間の変更等に伴い、臨時に延長又は短縮できるものとする。

## 4 設置場所

静岡市葵区追手町5番1号

葵区役所1階 戸籍住民課窓口及び待合スペース並びに保険年金課窓口

（別紙 葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課の機器設置予定図(案)を参照。）

※広告モニターの1台は交付番号案内表示モニターに併設する。そのほか、葵区役所保険年金課、城東市民サービスコーナー及び東部市民サービスコーナーにも設置できる。 #

## 5 システム稼働までのスケジュール

- (1) 設置期限 平成28年3月中旬(予定)
- (2) 機器等の運用開始 平成28年3月中旬(予定)
- (3) 広告の放映開始 システムの運用開始日又はそれ以後の日  
※詳細な日程は、選定されたシステム提供者との協議により決定する。

## 6 システム提供者の負担

### (1) 経費負担

- ア システムの設置、保守点検、修理及び設置期間終了後の撤去等に係る費用
- イ 既設の番号案内表示板、関連システム一式の撤去、処分に係る費用
- ウ システムにおいて放映する広告及び行政情報等のデータの作成、加工、システムへの掲載に要する費用その他広告等の放映に要する費用(電気料、広告放映料を含む。) #
- エ システムの運用に係る消耗品費

### (2) 研修等の実施

- ア 納入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し操作研修を実施すること。
- イ 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

### (3) 緊急時の対応

- システムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状態に戻すため、故障箇所を修繕し、又は代替機を設置すること。また、そのための体制を構築すること。

## 7 広告の審査、放映条件等

### (1) 広告の審査

広告等の放映については、静岡市広告事業実施マニュアル及び静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱に基づき、以下のとおり実施する。

- ア 放映する広告については、静岡市広告掲載基準及び静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱に基づき、葵区役所保険年金課において1次審査を行い、可としたものについて、静岡市広告審査会において2次審査を行い、その適否を決定する。
- イ 放映する広告のデータ等は、記録媒体に保存して(広告データ以外の書類は、郵送又は電子メールへの添付による提出も可)放映の1か月前までに葵区役所保険年金課へ提出しなければならない。

### (2) 放映時間等

- ア 広告モニターの放映時間は、葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課業務時間(静岡市の休日を定める条例(平成15年4月1日条例第2号)に規定する休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、業務時間の変更等に伴い、臨時に延長又は短縮できるものとする。
- イ 広告モニターの全放映時間のうち、広告の放映は80%以下とし、残る時間は行政情報等を放映する。

(3) 広告放映料 #

広告放映料は、1年間分を前払いするものとする。

(4) その他

広告の審査については、外部審査機関での客観的評価、審査を受けるよう努めること。

8 その他の留意事項

ア 本市は、システム提供者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適切な事態が発生した場合は、システムの全部又は一部の稼働を中止させることができる。この場合、システム提供者はシステムを撤去し、かつ、設置前の状態に現状復帰しなければならない。なお、既に納付済の電気料は返還しない。

イ システム設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し並びに社会情勢等により、設置場所の変更や広告の全部又は一部の放映を中止することがある。

ウ 広告モニターの運用に伴う広告分の電気料（実費相当額）は、静岡市が発行する納入通知書により、システム提供者が指定する日までに支払うものとする。なお、消費税等の税率が変更された場合にはこれに従う。

エ その他、システムの無償提供に関して疑義が生じた場合は、市とシステム提供者が協議のうえ対応を決定する。

オ 本募集要項の「#」は、提供者が「設置場所」、「広告放映料」について提案される場合に適用される。